

大阪薬科大学、鳥取県及び公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構の 就職支援に関する協定書

大阪薬科大学（以下「甲」という。）、鳥取県（以下「乙」という。）及び公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構（以下「丙」という。）は、鳥取県の地域医療を支える薬剤師の育成・確保に向け、相互に連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、薬剤師を目指す学生の鳥取県内（以下「県内」という。）へのI J Uターン就職への関心を高める取組、将来的に薬剤師としてUターン就職することに関心を抱く県内の高校生の大薬科大学への就学に資する取組等を通じて、学生の県内へのI J Uターン就職の促進を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項について相互に連携・協力する。

- (1) 学生や保護者に対する県内の薬剤師就業先情報、各種就職イベント等の周知に関するここと。
- (2) 大学内で行われる合同企業説明会等の開催に関するここと。
- (3) 県内で行われるインターンシップ及びふるさと実習に関するここと。
- (4) 県内の薬局・病院等と大学による活動に関するここと。
- (5) 薬剤師としてUターン就職に関心を抱く県内の高校生の大学就学支援に関するここと。
- (6) 県内で行われる薬学部進学セミナー等の開催に関するここと。
- (7) その他、学生の県内へのI J Uターン就職に関し、三者が有益と認めること。

（連絡調整）

第3条 甲、乙及び丙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議を行う。

（守秘義務）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく事業を実施するに当たり、相手方から知り得た情報について、本協定期間中はもとより終了後も第三者に対して開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合及び既に公知となっている情報はこの限りでない。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定の締結日から平成31年3月31日までとする。

2 本協定の有効期間の満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれの当事者からも更新しない旨の特段の意思表示がなされないときは、本協定の有効期間は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めるもののほか、必要な事項は、甲、乙及び丙が別途協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、3者署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年4月19日

甲 大阪府高槻市奈佐原4丁目20番1号
大阪薬科大学
学長

坂田 幹夫



乙 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事

平井 伸治



丙 鳥取県鳥取市扇町7
公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構
理事長

森谷 邦彦

